

産業厚生建設委員会会議録（令和5年3月17日）

出席委員 大浦委員長 青山副委員長 吉森委員 高川委員 原委員 岩城委員  
古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 黒川産業民生部長 岩城建設部長  
伊井市民課長 結城市民健康センター所長 網谷商工水産  
課長 相沢生活環境課長 永田観光課長 石井農林課長  
高倉まちづくり課長 藪岸空家等居住対策課長 荒俣公園  
緑地課長 北島建設課長 石坂上下水道課長 梅原福祉介  
護課主幹

職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田係長

午後1時30分開会

**大浦委員長** ただいまから、令和5年3月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を  
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

原委員、岩城委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第8号から第9号、議案第12号から第13号、議案第15号から第19号及び議案第21  
号から第22号の11議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること  
となっております。よって、議案第8号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第7号）、  
議案第9号 令和4年度滑川市下水道事業会計補正予算（第2号）については、当委員  
会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたし  
ます。

（特になし）

**大浦委員長** これより質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、

挙手の上、発言願います。

**古沢委員** 補正予算、議案書で言うと8-17、土木費の第2項道路橋梁費、事業名の2番と3番ですが、中野島坪川線が減額になって、その分を有金上島線の改良事業費に振り替えるという予算案ですが、説明で聞いたと思うんですけども、中野島坪川線の道路改良事業費については用地取得が難航していて、この分を今年度減額して組み替えるということのようですが、現状から言うと、幅が広がっているところから山側の用地取得が困難だということの理解でよろしいですね。

**北島建設課長** 本改良においても、用地取得状況に合わせて減額するもので、鋭意交渉を進めているところをごさいますして、一方、有金上島線につきましては、用地取得ができているところをごさいますして、事業効果が早く発現できるところへ組み替えさせていただくというようなことで、このように振り替えております。

**古沢委員** 今交渉中というところのようですから、予断を持っては言えないんだろうと思いますが、今後も引き続き交渉をしていくと。見込みについては言えないんだろうと思いますが、交渉を続けていくということですね。

**北島建設課長** そのとおりでございます。

**古沢委員** あそこをご存じの方はみんな思われるんだけど、ちょっとなかなか大変かなという思いと同時に、あそこで道路の、今のままだと、安全上もまたちょっと困る状況だなという思いがあるので、これは交渉事ですから大変ですけども、理解いただくようお願いをさせていただくしかないと思いますが、よろしくお願ひします。

**大浦委員長** 答弁、よろしいですか。

**古沢委員** まあ、言えないよね。

**大浦委員長** ほかございますか。

商工費の観光客誘致事業費なんですけども、4年度、第2弾が約800万円を実施されましたけども、12月1日から利用開始というか、されて、終了時点で打切りということでしたが、これは何月ぐらいにその使用人数に達したのかお聞かせ願ひたいんですけども。

**永田観光課長** 第2弾のクーポンにつきましては、一応2月いっぱいまで配布は行っておりましたが、クーポン自体は、全て配布は終了しております。

**大浦委員長** その配布終了したのが、何月程度で配布終了したかという質問だったんですけど。

**永田観光課長** クーポン、全て配布は終了しているというふうには聞いているんですけども、すみません、2月の何日にというところまではちょっと確認はできておりませんが、全て配布は終わっております。

**大浦委員長** 今回、まず前回と違うのが利用金額、お渡しする金額が2分の1の設定にされた。利用人数は当然増えるわけなんですよ。それを販売というか、配布を開始した場合に、どの程度でこの金額というか、はけるんだろうかということを知りたいんですけども、その第2弾を検証されて、どうお考えなのかお聞かせください。

**永田観光課長** 実はクーポンのほうは、宿泊された方に対して配布しておるんですけども、2月の早々に配布が終了した宿泊施設もございまして、そちらについては、ちょっと追加でお渡ししたというところもございまして。

なので、こちらの見込みとしては、当然、期間内に全てのクーポンがはけて、全て活用していただければいいというふうには思っておったんですけども。

ちょっと今速報といいますか、換金の締切りが3月15日、昨日だったものですから、まだ確定の数字ではないんですけども、クーポンの換金に関しましては、約95%を使用されたということで、非常に高い使用率だったのではないかとこのように思っております。

第2弾におきましては、使われた方に対するちょっとプレゼントのキャンペーンですとか、そういったものも行ったりしておりましたので、そういったような効果があったのかなというふうには思っております。

**大浦委員長** 分かりました。

これ、利用店舗数というか、前回、第2弾のときは47だったと思うんですけども、その第1弾、第2弾の各店舗は、影響を見て、もしかしたら継続してやられるところあるかもしれませんし、もしかしたら、いや手を挙げないという選択をされる店舗もあるかもしれませんけども、協力していただける店舗数に関してはどういった見込みを立てているか教えてください。

**永田観光課長** 店舗数につきましては、今大浦委員長からあったとおり、令和4年度の第2弾では47店舗で利用可ということになっております。

次、新年度のクーポン事業に関しましても、当然、第2弾で使えた店舗では全て使えるようにというふうには考えております。

ただ、お店によってはクーポンが使われた額の多少というのは当然出てきますので、

そういったところもちょっと検討しつつ、現在の店舗プラスアルファ、もっと使える店舗を増やしていければというふうには考えております。

**大浦委員長** これ、配布期間はいつからいつまでで計画されていますか。

**永田観光課長** 次の事業ですかね。

**大浦委員長** はい。

**永田観光課長** 今のところ、配布のスタートが5月10日、海上観光が終了してからというふうには考えております。

終了期間については、ちょっとまだ案の状態ではありますが、11月末ぐらいを一応期限としては設定する予定にしております。

**大浦委員長** 一応設定ということは、延長も見越してということでしょうか。

**永田観光課長** 予算の関係もございますので、今回単価を少し下げてクーポンの配布枚数を増やしたというのも、期限、なるべく長い間もたせたいという思いもあってそういった設定にしているんですけども、どの期間をもってクーポンを配布終了するのかわかるといのは、まだなかなか見込むのは難しいところなんですけれども、あまりにも早くということでしたら、ちょっと何か考えなきゃならないかなというふうには思っております。

**大浦委員長** 分かりました。

ほかございますか。

**吉森委員** 中滑川複合施設管理運営費の64万5,000円、電気料等ということで、もともと電気料に関しては、市側から、大体これぐらいの予算でという提示をした上で、多分これはそのオーバー分だというふうに思えるんですけど、ちなみにこの1月から3月分に対しての協力金ということでいいでしょうか。

**高倉まちづくり課長** 1月から3月分までの協力金であります。

**吉森委員** ちなみに、1月、2月ぐらいまでは電気料は出ていると思うんですけど、どれぐらいだったんですか。

**高倉まちづくり課長** 実績ということでよろしいんですね。

**吉森委員** はい。

**高倉まちづくり課長** 1月分の電気料につきましては約49万円。2月分につきましては約46万円であります。

**吉森委員** ちなみに、市側から提示している年間の電気料の予算というのは。

高倉まちづくり課長 市から提示しているということは、1月から3月分の指定管理料で見ている光熱水費ということで、予算では約78万円を電気料、水道料につきましては約15万8,000円、ガスにつきましては約11万円、合わせて104万8,000円を予算で見えておりました。

吉森委員 3か月間で、電気料で78万円を。月当たりじゃなくて、3か月間で78万円ということですね。

高倉まちづくり課長 78万円というのではなくて、104万8,000円です。

吉森委員 あ、電気だけです。

高倉まちづくり課長 あ、電気だけですか、78万円です。

吉森委員 ごめんなさい。これの今回の協力金は電気、ガス、水道を含めての協力金ということ。

高倉まちづくり課長 そうです。

吉森委員 はい。

高倉まちづくり課長 それらの予算と実績の合計を言ったほうが分かりやすいと思いますので、言わせていただきます。

予算は先ほど申しましたとおり104万8,000円、これは光熱水費全部です。電気、ガス、水道です。実績見込みが、電気、ガス、水道を合わせまして169万3,000円。この差が64万5,000円ということで、補正で上げさせてもらっているものであります。

吉森委員 この先の予定としても、この3か月104万8,000円の水準で多分来年度予算も見ていると思うんですけど、これだけ上がってくると、それに対してもやっぱり来年度、再来年度は補正していくような感じかというふうに思いますけども。

高倉まちづくり課長 それは他の公共施設と同じ扱いで行きますので、不足が生じればその分協力金という形で補助させていただくことになります。

吉森委員 分かりました。

大浦委員長 よろしいですか。

青山副委員長 その上のところで、有金上島線の道路改良事業費のほうで、うちの町内もこちらのほうに関わらせていただいているのが、じゃ一体どこから、何から始めるといって、いつから声がかかるのかというのを皆さん心配されておりました、その辺概要が分かればお願いします。

北島建設課長 現在は地鉄の線路からトマトランドさんのある部分の田の部分をご協力い

ただいて、その用地取得が完了したところから一旦工事を始めたいというふうに考えております。

その後、できますれば学校側のほうへ用地取得を進めていきたいというふうに考えております。

**青山副委員長** これは、基本的に本来であれば、学校から近いところから整備するというのが普通だと、常識なんですけど、今、田で取得されやすいところをしていくというのがそのやり方なんですか、そしたら本当なら。

**北島建設課長** 本来、事業に着手していただいたときは、学校から近いところ、生徒さんがたくさん通るところからということで考えておりましたが、用地取得がなかなか難しいということで、予算の確保がなかなか難しいかったですから、予算がある範囲で取得できるところを先に用地取得をすればという形で、今このような形になっております。

**青山副委員長** ちょっと私もこれ初めて今回、今の状況をお聞かせいただいて、多分地元住民の方たちにはその話は行き届いていないと思っているんですけども、何か説明等はされましたか。

**北島建設課長** 着手当時、確かに学校から近いほうからという話はしていたんですけども、なかなかその中で、大分厳しい意見もいただいていたものですから、用地取得できるところから大体しております。

全体の進め方については、また今度、地元のほうへ改めて入らせていただく機会を整えられないか考えたいと思います。

**青山副委員長** まず、1点は、方針が少し変わったんなら、やっぱり丁寧な説明が必要だろうなと思っています。いろんな方から、私は地元なものですから、どういうふうに進んでいるかというのはかなり聞かれているという状況があるのが1点目。

それは買いやすいところから進めているということであれば、私はまた伝えていかなきゃいけないなと思っているんですけども。

もう一つが、例えば、じゃ今、エネオスさんの富山側の田んぼが今造成に入りました。おとつい、先週ぐらいから土砂が入ってきまして、今日の時点で満杯になっています。ということは、転用がかかって、土砂を入れて、宅地化されたということで、状況が変わってくるんですね。

あそこも多少なりとも、かかりが薄いと思いますけども、かかっているはずなんです

けども、そういうのって、地元の今造成されている業者さん、売られた方というのは、話はどんなものなんですか、言っていたんですか。

**北島建設課長** 当初、別の方からそのような話をいただいていたので、どの程度かかるかという説明は、現在の地権者様の理解を得て、承知していただいて、そういった情報も流してはありました。

これはちょっと今私、把握している業者さんは別の業者さんになっているので、その方と私、直接は、お話ししてはおりません。

**青山副委員長** これだけじゃなくなるとまたあれですけど、結局造成した宅地は今度売られるわけですね。僕は誰がどういうふうにするのか存じていません、さすがにそこまでは。売られた地権者さんしか知らないんですけども、例えば造成屋さんがそこで取得されて、そのかかりの問題を言わずにまた第三者に売ってしまった場合に、また今度、都合が悪いことになるわけですね。ちょっと折衝を早めにしていただきたいと思うんですけども。

**北島建設課長** 現在24条ということで、道路関係のものをさわるということで、協議は当然必要になってまいりますので、その際に先方様には伝えていまして、今は造成に伴って、造成される施設は、道路境界に設置していただくということでお話しさせていただいているところでございます。

**青山副委員長** 24条のほうで位置指定も多分取られるんだらうと思っていますので、あのような地形であれば。ということは、やっぱりそういったことを事前に伝えて、第三者に言った場合には、第三者にも協力していただくということで、広げていただいて。やっぱり状況は変わっていくものですから、もちろん買いやすいところもそうなんですけれども、しっかり一つずつ住民に説明していただきながら進めてもらえればと思います。

**北島建設課長** そのようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

**大浦委員長** ほかがございますか。

**古沢委員** ひとつ確認の意味でお尋ねします。第4款衛生費の清掃総務費で、今回そんなに大きな金額ではないのですが、広域圏のごみ処理施設の負担金で、容器包装の廃棄物の負担ですね。続いているコロナ禍の下で、デリバリー、その他などが増えて、昨年もそうだったような感じがするんですけど、容器包装の廃棄物そのものはやっぱり漸増傾向は変わりませんか。

**相沢生活環境課長** 一昨年あたり、コロナの最初の頃がやっぱりピークで増えまして、その後ちょっと減っている傾向にあります。コロナ前に比べれば少し高止まり気味といえますか、そういう傾向にはあります。

今回増額の補正をお願いしておりますのは、広域圏の負担金を積算する際に各市町村から見込み量ですね、それを集めた上で広域圏のほうで積算されるんですが、ちょっとその見込みの算定の際に、コロナ前の年度のものの数字を入れておいたものですから、平均するとちょっと下がり気味のものになったというところがあるのが、今回ちょっと要因として考えております。

ですので、新年度以降、実際令和5年度の積算については終わっている話なんですけど、今後はちょっとそういった収支見込みについては、昨今の状況をきちっと把握した上で適切にやっていきたいと思っております。

**古沢委員** いろんな要素もあって、一頃可燃ごみも含めて、最近、総量が少しずつ減ってくる傾向にあった頃もあったんですね。だけど、いろんな状況で、特に容器包装の物については増える傾向なのかなと思いますけれども、広域圏全体の話になりますけど、滑川だけではいかんともし難いところだと思いますが、可燃ごみも含めて、ごみの減量ということについても、改めて強調していただいとっておりますから、よろしくをお願いします。

**相沢生活環境課長** 今後また分別と減量について啓発のほうを進めていきたいと思えます。

**大浦委員長** よろしいですか。

ほかございますか。

**青山副委員長** あまり関係ないんですけども、今の同じところで、いわゆる容器包装の廃棄物処理負担金ということで、今の話なんですけれども、お聞きする人の中で、広域圏が何かその最後の、山に捨てなきゃいけないときに、あんまりいい仕事をしていないんじゃないかといううわさを言う人がいるんですよ。私も見たこともないし行ったことがないので、いやそんなわけじゃないですか。今、いろんなリサイクル法もあるし、そういった適切に処理していない限りは、そんなことにならないと思えますけどという話をしたら、じゃ青山さんは見たことあるんですかというふうに聞かれたわけで。

実際に行かれています、市長も行かれていますね、この広域圏には。実際どういった処理をしているかというのを一度かご覧になられたことありますか。



**相沢生活環境課長** 申し訳ありません。私自身はちょっとその最終の処分場の、実際処分している部分を目にしたことはございません。

もちろん適切に処理されているとは思っておりますが、そういったようなお話もあったということで、適正処理について広域圏のほうには一度確認したいと思います。

**青山副委員長** 私の浅はかな知識だと、昔というか、大分前の行政視察で、埼玉県の桜環境センターだったかな、行かせてもらったときに、もう忘れちゃったんですけど、2つのメタルかな、ちらっと何か言っていたかな、2つの金属の物質を2つ見せられて、最終的に1,000度、2,000度とかで焼いちゃえば、この2つに集約されるんです、物質はと言われたんです。

広域圏とかって、そのレベルの処理をされているのかどうなのか。あそこまでいけばもうほとんどもう何もなくなっちゃっているなと思って、僕、そのとき観察していたんですけど、その言われたときに私も反論できなかつたので、行った行政視察の知識を使って、一応そのようにまでやっていけば、基本的にそういう有害なものにはならないはずなのでということで、そのときはそういう話をさせていただいたんですけども、それも含めてちょっとどういう処理をしていて、どのぐらいの物をどこに産廃しているかが分かれば、ちょっと今度、全員協でもいいですし、どの時点でもいいんですけど、発表してもらっていいですか。

**相沢生活環境課長** また確認の上、改めてご説明をさせていただきます。

**青山副委員長** お願いします。

**大浦委員長** ほかございますか。

これ、いつもちょっと聞いているんですけど、福祉のまちづくり事業基金の積立てがあるんですけど、市長もちょっと替わったところもありますのでお聞きするんですけど、こういった減債基金とか財調であったりとか、公共施設の整備基金は、残高も公表されたりとかしてやっているわけでありまして。そして、一般会計から繰入れしている部分もありますけども、こういった幾つかの基金に対しては、ほぼ寄附が基金として積み立てられているんですけども、この福祉に関しても、今残高に対してはどの程度寄附なのかお聞かせ願いたいと思うんですけども。

**梅原福祉介護課主幹** お答えします。

福祉のまちづくり基金のほうですが、こちらは全て寄附というふうに認識しております。

以上です。

**大浦委員長** 基金残高は幾らですか。

**梅原福祉介護課主幹** 現在の基金残高は6,225万7,182円でございます。

**大浦委員長** 過去、取崩しもあったかと思うんですけども、その基金の取崩しの方針とどうか、投資的経費に近い部分を取り崩されているような気ではいるんですけども、私のそういう認識でよろしいですか。

例えば、今年度集中的に力を入れたい事業費として充てることはなくて、今まではやはり投資的経費に回されてきたと思っているんですけども、今、市長が替わられましたけども、どういった方針でこの基金を取り崩していかれると考えるのかお聞かせてください。

**梅原福祉介護課主幹** 近年ですと、平成27年度に児童館の建設費として5,100万円取り崩しております。基本的には、今後もうこういう大きなもの、何かそういうときがあった場合、取り崩していくことになるのかなと考えております。

以上です。

**大浦委員長** そしたら、ある程度の大きな予算がかかる投資的なものに、この基金を積み立てていくということではよろしいですか。

**梅原福祉介護課主幹** そのときの状況にもよると思うんですけども、基本的にはそういう形になるのかなと考えております。

**大浦委員長** 社会福祉事業基金とか老人福祉振興事業基金とか身体障害者のこの基金3つが廃止されて、この基金一つに集約されたと思っているんですけど、合っていますよね、ちょっと確認させてください。

**梅原福祉介護課主幹** この基金をその後統合されたというような話は、すみません、私、認識していないんですけども、現在は福祉のまちづくり事業基金設置条例、平成19年、そちらに基づいてこの基金は成り立っております。

**大浦委員長** 私は、この設置条例が制定されたときに、先ほど言った3つの設置条例が全て廃止になってこの基金の設置条例に組み込まれたという認識なんです。

投資的経費として補っていくほかに、しかも寄附を積み立てていくわけでありまして。だとすれば、よく当初予算の中でも、例えば市民ニーズに、こういったことをしてほしいとか、ああいったことをしてほしいと言われても、結局当局の皆さん方というのは、限られた財源の中でやりくりしているんですと言われるんですけども、ある程度の投資

的経費以外の部分でも、あくまでも市民から、市民だけじゃないと思いますけども、寄附なので有効に活用していく場合に、ただただ積み立てて、大きな事業があるときに取り崩していきますよということは、毎年言っているんですけど、違いますよとは思っているんです。そういったことに考えはいかないのかなという、事業として取り崩していくことに対する見解をお聞かせください。

**水野市長** どうも、大浦委員長、ご提案ありがとうございます。

投資的経費に使うことももちろんですけども、市民ニーズに寄り添った政策で一応切り崩してみたいなことも今後財政課とも相談の上、その辺りもちょっと検討はしてみたいと思います。よろしくお願いします。

**大浦委員長** ありがとうございます。

この基金だけじゃなくて、なかなか市民の皆さん、調べられている方は一部知っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけど、各課に要望に行ったときに、やはりお金がないんですと断られるケースがあるというふうに私も理解していますし、私自身もそういった返答を受けることもあります。

だけど、あくまでもやっぱり市民の皆さんは各要望に対して、多分その寄附者はもっと滑川市をよくしたいという思いで寄附をされているわけでありますから、その寄附者の心意気をしっかりと反映するような使い方をしていただきたいというふうに思います。意見ですので。

ほかございますか。

(質疑する者なし)

**大浦委員長** ないようですので、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第12号 中滑川複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明願います。

説明に当たっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

**高倉まちづくり課長** それでは、議案集12-1ページをお願いします。議案第12号 中滑川複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてになります。資料集の8ページをお願いします。

まず、1、改正理由です。当該施設の利用料金につきましては、各部屋の料金を設定する際、近隣同種の施設の料金に準じて設定することで、9月定例会で設置条例の議決をいただいたものであります。しかしながら、施設の本来の目的でありますにぎわいを

創出するためには、必ずしも近隣同種に準ずる方法だけでは設定できない場合も見込まれてきたものであります。

そこで、指定管理者が運営全体を担うわけですから、施設の運営に関する収支計画に影響を与えない範囲で、かつ、近隣同種の施設の料金も参考としながら、収支と近隣とのバランスを総合的に勘案して料金を設定できるものとする所要の改正を行うものであります。

もちろん料金を適用する際には、市長の承認を得ることが前提となっているものであります。

次に、2の改正内容です。第9条において改正前の近隣同種の施設の料金に準じての規定を施設の運営に関する収支及び近隣同種の施設の料金を総合的に勘案し、改めるものであります。

3、施行期日ですが、議会の議決を経て公布された後、適用させることから、公布の日としております。

9ページの新旧対照表の説明は省略いたします。

以上となります。

**荒俣公園緑地課長** それでは、議案集の13-1ページをお願いいたします。議案第13号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集で説明しますので、資料集の10ページをお願いいたします。

条例の改正理由であります。滑川海浜公園キャンプ場の利用料金は、当初、近隣同種の施設に準じておりましたが、利用促進を考慮しますと、必ずしも近隣同種に準じてでは対応できないことが見込まれることから、施設運営に関する収支計画に影響を与えない範囲で、かつ、近隣同種の施設の料金を参考としながら料金設定できるものとする所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、別表第3関係になりますが、利用料金は、施設の運営に関する収支及び近隣同種の施設の料金を総合的に勘案し、指定管理者が定める旨を規定するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

11ページから12ページまでの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

以上です。

**伊井市民課長** では、議案集の15-1ページをご覧ください。議案第15号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。資料集で説明させていただきます。資料集の33ページをお願いいたします。

制定理由につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、出産育児一時金の支給額を引き上げることとなったことから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、第6条関係で、出産育児一時金の額を40万8,000円から8万円増額し、48万8,000円とするものでございます。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産育児一時金の支給額は、掛金の額1万2,000円を加算し、現行の42万円から50万円になるものでございます。

施行期日につきましては令和5年4月1日ですが、施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用を含めてございます。

次ページの新旧対照表については説明を省略させていただきます。

以上です。

**石坂上下水道課長** それでは、議案集の16-1ページをお願いいたします。議案第16号 滑川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集で説明させていただきます。資料集の35ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、早月川東部地区農業集落排水処理施設の統廃合に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第3条関係で、条例別表中の早月川東部地区農業集落排水処理施設の名称、位置、処理区域を削除するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としてございます。

なお、36ページの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

それでは、引き続きまして、議案集の17-1ページをお願いいたします。議案第17号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集で説明させていただきます。資料集の37ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、民法等の一部を改正する法律により、水道を含むライフラインの設備の設置などの目的で他人の土地などを使用する場合の規律が整備されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第5条関係で、民法の改正により、隣地使用権及びライフ

ラインの設備の設置・使用権に関する規律の整備が行われまして、自分の所有地以外の他人の土地等を使用しなければ水道設備の設置や使用ができない土地の所有者につきましては、自分の所有地以外の土地等への水道設備の設置や使用する際に誓約書の提出を求める記述を新たに追加するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としてございます。

なお、38ページの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

それでは、引き続きまして、議案集の18-1ページをお願いいたします。議案第18号滑川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集で説明させていただきます。資料集の39ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、早月川東部地区農業集落排水処理施設の統廃合に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして、農業集落排水区域であります。早月川東部地区及び北加積地区の分担金の額を新たに別表にて追加で規定するものでございます。

施行期日は令和5年4月1日としてございます。

なお、40、41ページの新旧対照表については説明を省略いたします。

説明は以上となります。

**藪岸空家等居住対策課長** それでは、議案集の19-1ページをお願いいたします。議案第19号滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。説明は資料集のほうでさせていただきます。資料集42ページをお願いいたします。

滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について、1番、制定理由ですけれども、市が現在直営で行っております市営住宅、コミュニティ住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅、全ての市が管理する条例でございますけれども、これらの条例に係る入居決定や家賃の算定、建物の修繕等の業務のうち、施設の管理を民間に委任し、入居者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

2番目の主な制定内容でございますけれども、市営住宅等の管理について、指定管理者制度を導入できることとするものであります。指定管理者制度の導入につきましては、令和6年度、再来年度からを予定しておりますけれども、条例で市営住宅等の管理におきまして指定管理者制度を導入できるよう、あらかじめ整備するものでございます。

3番目の制定する条例でございますけれども、滑川市営住宅条例、滑川市特定公共賃貸住宅条例、滑川市定住促進住宅条例でございます。

4番目の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

新旧対照表につきましては、省略させていただきます。

以上です。

**北島建設課長** 議案集21-1ページをお願いいたします。議案第21号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、除雪費の専決処分について承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決第6号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第6号）は、補正予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、歳入最近歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億6,663万円としたものであります。専決日は令和4年12月22日でございます。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正から21-8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略いただきます。

21-9ページをお願いいたします。

歳入で、第10款地方交付税、第1項地方交付税、1目地方交付税で、補正額は7,000万円です。

次に、下段の歳出をお願いいたします。第8款土木費、第2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費で、補正額は、事業名3除雪対策事業費、委託料で7,000万円であります。

これは、12月の降雪により不足が生じることとなったもので、それ以降の除雪に必要な経費を計上したものでございます。

以上でございます。

**荒俣公園緑地課長** 議案集の22-1ページをお願いいたします。議案第22号 滑川海浜公園の指定管理者の指定についてであります。

1、管理を行わせる施設の名称につきましては、滑川海浜公園で、所在地につきましては、滑川市高塚545番地ほかであります。

2の指定管理者は、滑川市田中町45番地3、株式会社ONE DIVE、代表取締役・藤原宜紀であります。

3の指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございま

す。

以上であります。

**大浦委員長** これより質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

**青山副委員長** 資料集の8ページの議案第12号、そして13号について、まずお話ししたいと思えます。

両方とも主な改正に関しての文章に関しては、私が、去年のうちに出てきたものでは、これだとまずいということはお話も伝わったので、多分、料金体制を近隣同種の施設の料金を総合的に勘案し、指定管理者の定める規定をすることによって今回提案されたと思っておりますけれども、もちろん市長の了承を前提にというようなお話が先ほどありました。

私が気にしていることは1つありまして、これで要は値決めができるわけですね。値決めができるというのは、基本的に我々経営者、要は民間からすると、値決めが経営なんです。これは亡くなられた稲盛和夫さんといって、京セラをつくられて、去年亡くなられました方も、値決めが経営だということはすごくおっしゃられるんです。

民間というのは、当たり前の前提としてそこが一番重要なものだと思っております、今回、これに、要はPFIというものを導入していくに当たって必要だったもので改定を出されて、いわゆる指定管理を受けた人が値決めをできる状態にようやくできたということになるんですね。

ということは、どういうことかといいますと、いわゆる、もうけるようなことも可能になったということであるわけですね、形上は。そうなったときに、一つすごく思うのは、片方ではPFIとしてもうけていただいて、永続的に続くような格好にしていきたいというのが1点目でしょうけれども、もう一つは、やっぱり公共施設という意味合いがあるものですから、一般市民には、そういう意味で使っていただきたいところだとか、要は課金せずに市民ニーズを満たせるものという施設でもあるわけですから、その辺の考え方を1点聞きたいのと、先ほど言ったように、了承を規定にということを書いてありますので、どういったところを見られてその了承をされるのかをお聞かせください。

**高倉まちづくり課長** まず、1点目の考え方につきましてですが、すみません、もう一度質問の趣旨をお聞かせ願えないでしょうか。

**青山副委員長** これで、今までみたいに近隣同種の金額をつけずに、いわゆる運営ができ



るような条例改定になるわけですね。ということは、金額をどれだけでも上げようと思ったら上げられるんだが、しかしながら、PFIは別にもうけばっかりを考えているわけじゃないので、公共施設としての利用も必要になるわけです。ということは、公共施設としての市民のニーズを満たすような住民サービスができたりという機能も残さなきゃいけないものだと、私はそう認識しているんですね。

ここで上げていく中で、市長が了承規定を入れて、前提にとおっしゃられたので、どういったものがまず入るのか。要は、どういったところを見るのかということと、いわゆるその公共施設としての使い方に対してはどのような考え方をお持ちなのかという2点でございます。

**高倉まちづくり課長** ありがとうございます。

1点目の、これで指定管理者がもうけに走れるようになるということを懸念されておられると思いますが、この改正後の規定につきましても、近隣同種の施設の料金を含めたもので総合的に勘案してと、それで料金を決めるという規定になっておりますので、いくらもうけに走ろうと思っても、担当課サイドでは、やはり近隣同種の施設はある程度バランスを見なければならぬという考えておりますので、もうけに走るような料金設定、それは公共施設にはなじまないというふうな協議はさせていただくこととなります。

**青山副委員長** 市長も同様ですか。

**水野市長** 今、担当課長が述べたとおりだと思います。

**青山副委員長** なぜこんなことを確認しているかということ、PFIは、ある種、もろ刃の剣でもあるわけです。初めて取り入れることはすごくいいことだと思っていまして、今13条のほうもあって、今の海浜公園のところも一緒なんです。新たな取組ですごくいいことだとは思っているんですけども、結論的に言うと、もろ刃の剣ですから、この後どういった状況になるかということも、これは市長とか、いわゆる幹部さんたち、役員さんたちの考え方一つで変わってくるということなので、その辺を含めて見ていただきたいということでもあります。答弁、お願いします。

**高倉まちづくり課長** 公共施設であるということを念頭に置きまして、運営に当たっていききたいと思います。

**青山副委員長** もう一つが、資料集37ページの滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

今回民法の改正に伴い、誓約書の提出を求められる規定を新たに追加するものという  
ことで、すみません、民法の改正、僕、どんな改正になったかちょっと理解していない  
んですけども、これはいわゆる、基本的に、普通に、道とかで考えると囲繞地通行権み  
たいなもので、ある種、隣の人が必要なものになってきますよね、水道というのは。そ  
こに、同意したものを誓約書として提出を求めるものということでもいいのでしょうか。

**石坂上下水道課長** それでは、お答えいたします。

今回の民法の改正につきましては、従来の民法におきましても、隣の土地を使用する  
ことを隣の方に請求することは可能だったんですけども、実は法律の文章そのものが  
非常に分かりにくい文章でありまして、その所有者の方が、例えば所在不明だったり、  
法律に書かれていること以外のことをする場合に、果たしてそれが民法に適用されるの  
かどうかというのが非常に分からなかったということで、例えば自分の所有地以外のと  
ころに水道を引こうとした場合、その土地の所有者の方が分からないですとか、その法  
律のほうに実は水道のライフラインというのは規定されてございませんで、水道そのも  
のを通すときに、果たしてそれが民法の適用上、請求が可能なのかどうかというのは分  
からなかったわけなんです。

今回、民法が改正されまして、基本的には、水道ですとか電気ですとか、そういった  
ライフラインを設置する権利や使用することの権利というものが明確化されまして、そ  
れに伴いまして、今回の条例の改正という形になります。

実際隣地を使用されて水道を引き込まれる場合に、一応誓約書を求めさせていただく  
というような、そういう形になったと思います。

**青山副委員長** 読み方を勘違いしているのかな。これは、あらかじめ他の土地等の所有者  
及び使用者に対して……。誓約書の提出を求める規定を新たに追加するもの……。

とても分かりづらいですね。もうちょっとかみ砕いて言ってもらっていいですか。

これって、パイプライン、要は水道引込みをしたいほうの方が、結局、でも隣の同意  
書が必要ということを行っているんじゃないですか。それも要らないということを行っ  
ているんですか、どちらなんですか。

**石坂上下水道課長** すみません、説明が足りずに申し訳ございません。

現在の水道条例、給水条例におきましては、同意書を求める形になってございます。  
今回この民法の改正で、基本的には相手に通知をすれば設置することが可能だというこ  
とで、どちらかというところ、この同意書よりも緩い方向に設定されたものですから、この

同意書のほかに誓約書を付け加えさせていただいたというのが条例改正の内容でございます。

**青山副委員長** ちょっと細かい話をしますけど、通知する相手が不在だった場合とか、見つからなかった場合は、どういう形になるんですか。

**石坂上下水道課長** それでは、お答えいたします。

こちらの法律が改正された際に、一応ガイドラインとして明示されているわけなんですけれども、相手の方が不在の場合は、公示送達という形で簡易裁判所のほうにそういった届出をすれば問題ないということになってございます。

**青山副委員長** それをお聞きし、非常に安心しました。

すみません、解釈というか、それこそ読解力ですね。僕、ちょっと読解できません、むしろ逆のほうかと思って、ちょっと勘違いしてまして。

さっき言った、道で言うところの囲繞地通行権と一緒に、要はその引きたい方のほうに、得になると言ったらあれですけども、そういった利益があるような条例改正であることを認識しましたので、承知いたしました。ありがとうございます。

**大浦委員長** ほか、よろしいですか。

**古沢委員** さっきの青山副委員長の議案第12号と13号の関係で、指定管理者が値段を決めることができるということになるわけですね。これまでだと条例改正が必要でということになるわけだけど、指定管理者の、言ってみれば判断で値段を決めることができるようになるわけですが、そうした場合に市長がオーケーというふうになるんだろうと思うんですけども、我々にはどういう形で開示されるんでしょうか。

**高倉まちづくり課長** 例えば中滑川複合施設の場合であれば、2月20日の委員会協議会で料金案の素案を説明させていただきました。条例には明記していませんが、必ず公表する前には担当委員会のほうに事前に説明、そして了解を取るという手続をしていこうと考えております。

**古沢委員** 実際に運営してみて、その収支の状況等を総合的にということなので、これは走り出してみないと分からないということになるのかもしれませんが、料金の改定、そのサイクルというか、そうそう頻繁に変えられるとは思わないんだけど、例えば年度初めとかというような決めは恐らくないんだろうと思うんですけど、そういうことについてはどういうふうに考えていますか。

**高倉まちづくり課長** なるべく利用者の皆さんが誤解しない、分かりやすい改定時期だと

か、当然改定した後は市広報紙だとか、あらゆる媒体を通じて周知に進めたいというふうに考えております。

**古沢委員** 行ってみたら高くなっておったわということにならないようにしてほしいんです。我々も、言ってみれば関与できないわけ。こんな値上げは認められませんというのは、条例改正じゃないからできないんですね。そういうことになるのはとっても心配だと思う。

**高倉まちづくり課長** 繰り返しになりますが、あらかじめ担当委員会の方にはお示しして大きな問題がなければそのまま適用させますが、問題となればまた指定管理者と協議して改定、見直し作業をしたいと考えております。

**大浦委員長** よろしいですか。

**古沢委員** トラブルのないようにお願いします。

**大浦委員長** ほか、ありますか。

私も同じ場所なんですけど、続けて答えていただいても大丈夫ですか。

私が思うのは、これ、今2つ同じような、収支を勘案する事項が入ってきているわけでありまして、だとすると、ほかの公共施設の設置条例も、この収支の部分に関わってくる可能性があるんじゃないかと思うんですが、これは課をまたぐことになるんですけども、どうお考えなのかお聞かせください。

**高倉まちづくり課長** 組織全体の方針に関わるものだというふうに考えております。担当課とすれば、あくまでも中滑川複合施設に関してはこのような規定にさせていただきましたが、組織全体でどういう方向性でいくかというのは、やはりその都度その都度の判断になるのかなというふうに考えております。

**大浦委員長** 今、民間側に指定管理者として決めた場合の施設が、こうやってその収支を勘案してというものが出てきたんですけど、やはりそうであれば、第三セクターと言われるような、市が間接的に関与している公共施設に対しては、じゃ収支を勘案しないのかという部分も問題になってきて。だとすれば、各設置条例における見直しが必要になってくるんじゃないかなという思いで質問したんです。

それと、「近隣同種」という言葉は残っているのであれなんですけど、収支を勘案した場合にですよ、例えば、メリカの近くには市民交流プラザがあるわけです。当局側と指定管理者側がメリカの利用料を決めましたと。そこに、近隣同種や交流プラザとの、各貸し部屋に対して料金の差額が大きく生じた場合に、じゃ借りられる人のニーズはどこ

に行くんだらうか。収支を勘案して、メリカはあの金額設定にしましたと。だけど、メリカを使用するよりも明らかに交流プラザのほうが金額が安い場合に、じゃ金額を高くしたところで利用する人がどれだけいるだろうかという部分も思うんですけども、その格差についてどう思われますか。

**高倉まちづくり課長** 現時点で格差が生じるようなことは想定しておりませんで、条例の規定で近隣同種の施設の料金を参考にしてということを念頭に置いた規定になっておりますので、極力格差はない。仮に格差を設けたとしても、担当課のほうとすれば指定管理者と協議して、やはりバランスは確保してくださいねというふうな話にはなると思っています。

**大浦委員長** 一番最初の説明でバランスは取っていくという答弁を受けたので、そうだろうなというふうに思ったんですけども、どれだけの金額になるのかは聞きましたけども、それが指定管理者側の思いと、もしかしたらやはり使われる利用者の考えとは差があるかもしれないので、その辺も指定管理者側と相談していただきたいなというふうに思います。

引き続き13号のほうなんですけど、例えば、今、バーベキュー施設に関しても、その料金設定が規則のほうで決められると思うんですけども、滑川市のバーベキュー施設はどこにあるんだらうかと見た場合に、じゃ横にある、無料で使えるバーベキュー施設のかな、ほかにどこがあるかなと思ったら、東福寺野自然公園が出ているんですけど、でも東福寺野自然公園の設置条例の中に、バーベキュー施設を設置しなさいというのは盛り込まれていなかったんですね、今日ちょっと朝調べてきたんですけど。それで合っていますか。

**荒俣公園緑地課長** バーベキュー施設の設置でしょうか。バーベキュー施設の料金が載っていないということによろしいですか。

**大浦委員長** 各設置条例の中では、その施設の中に何を設置しなさい、これを設置しますという設置基準、設置目的、何と言えいいのかちょっと分からないんですけど、そういうものが載っているんですよ。例えば休憩所とか何とかだとか載っているんですけど、東福寺野以外でも。だけど、バーベキュー施設だけ、特に設置のものがありません。だとしたら、それは何でなんですか。

**荒俣公園緑地課長** バーベキュー施設につきましては、平成十五、六年ぐらいに完成しております。その時点で設置条例にバーベキュー施設を加えていなかったというのと思わ

れます。S Lハウスとか駅舎とか岩城家とか、そういったものは書いてありますけど、バーベキュー施設については、ちょっと載せていなかったとっております。

**大浦委員長** それで、私が見た感じは出ていなかった。だとすると、じゃ設置条例の在り方自体がどういうものなのか、その施設の設置目的は何なのかということが曖昧になってくるんです。

例えば今、海浜公園で指定管理者制度を用いて指定管理に入るわけですけども、この設置条例の中にしっかりとしたそういったもの、施設、何が設置されるかというものを明記していかないと、全てを指定管理者に任せるということは、もしかしたら指定管理者が暴走行為にも走る可能性があるんですね、契約期間が決まっていますから。だとすれば、しっかりと設置条例の中で、ある程度は規則、規則というと条例に関する規則が入ってくるのであれですけど、ルールを決めないといけないと思うんです。そして、議会にしっかりと諮るべきだと思うんですけども、どうお考えですか。

**水野市長** 今ほど、ご指摘ありがとうございます。

東福寺野自然公園、平成16年にそのバーベキュー施設、それが漏れていたということは今初めて私も分かりましたので、そこも含めて、条例をもう一回見直して、そういうことのないように。あれば、それはまた条例改正に進んでいきますので。

申し訳ありませんでした。

**大浦委員長** 市長、私も今だから載っていない、載っていないと言ったんですけど、私はホームページ上の例規集で見たので、もしかしたらホームページがアップされていなくて、本当のものには載っているかもしれないので、確認していただければと思います。

**水野市長** はい、それも確認します。

**大浦委員長** ほかがございますか。

**古沢委員** 今のやり取りで私も気がついたけど、海浜公園のほうで言うところのキャンプ場というのは、従来ある、私に言わせりゃ、あれはバーベキュー広場かというところは含んでいないんですよね。

**荒俣公園緑地課長** 今の設置条例で言いますと、海浜公園につきましては、滑川市都市公園条例に当たります。都市公園法の中で都市公園に設置してもいい公園施設というものが、休憩施設だとか運動施設だとか、また細かい項目でうたわれております。

条例の中では、特に設置してもいい施設ということで挙げてはおりませんが、基本的には都市公園法の中でうたわれているものを設置するものとしております。

また、設置する際には、今回指定管理者が設置するかと思われますが、当然担当課、市のほうと協議して進めていきたいと考えています。

**古沢委員** だから、ここで言うキャンプ場というのは、今整備したところのキャンプ場とバーベキュー施設ですよ。従来からあるところは含まれていないんですよということを確認しているの。今の話じゃないけど、あそこもうちが管理しているバーベキュー施設なんだってと言われたら、反論のしようがなくなってしまうんじゃないの。

**荒俣公園緑地課長** 今回の条例で、改正の中で盛り込んでいるものは、今回新規に設置したもののついてであります。

**古沢委員** これ、何か明記しておかんでいいの。

**水野市長** 明記します。

**大浦委員長** よろしいですか。

**古沢委員** はい。

**大浦委員長** ほかございますか。

(質疑する者なし)

**大浦委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

**大浦委員長** 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第8号から第9号、議案第12号から第13号、議案第15号から第19号及び議案第21号から第22号の11議案を一括して採決を行います。

議案第8号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第7号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費（但し、子ども課所管分を除く）

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

第8款 土木費

第12款 諸支出金

- 第2表 継続費補正
- 第3表 繰越明許費補正
- 第4表 地方債補正
- 議案第9号 令和4年度滑川市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第12号 中滑川複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 滑川市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 滑川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 滑川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 滑川市営住宅条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて  
専決第6号 令和4年度滑川市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第22号 滑川海浜公園の指定管理者の指定について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

**大浦委員長** 賛成全員。よって、付託案件、議案第8号から第9号、議案第12号から第13号、議案第15号から第19号及び議案第21号から第22号の11議案については、原案どおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午後2時42分議決

**大浦委員長** 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**水野市長** すみません、若干時間をお願いしたいので。

その他として、今お手元に資料が3つあると思うんですけど、そのうち1つ、まず最初に私のほうから申し上げたいと思います。

「厚生連滑川病院の小児科診療について」というA4一枚物ですけど、そちらをご覧ください



いただけますか。

厚生連滑川病院の小児科診療を拡充するというお知らせも含めてなんですけど、一昨年、令和3年10月に一個人病院の小児科が閉院をされて、しばらくの間、一個人病院と厚生連滑川病院の金曜日1日の診療でありました。それからいろんな動きを私もさせていただいて、市出身の方の関連のある病院の経営者であったり、市出身で今現在県外の医療機関で働いている医療従事者であったり、もちろん厚生連滑川病院でもいろんな折衝をさせていただいた中で、厚生連滑川病院とある程度折り合いがついたという形で、今回発表させていただきます。

一応今現在は、令和4年8月から厚生連滑川病院が金曜日以外に、水曜日の午前中も診療していただいています。そのことによって厚生連では週2日になっていきますけども、今議会で当初予算に組み込んだ部分で追加になっているのは、月曜日の午前中も4月から診療していただくことで折り合いがついていまして、その分の予算は今の令和5年度の新規予算として計上してありますけども、それからもずっと折衝を続けていまして、最終的には令和5年度から、診療日数、今現在の週2日が週5日になることになりましたので、ご報告申し上げます。

4月からは週4日で、同じく金沢大学のほうから先生が来られて、火曜日一日、金曜日と同じような形で、先生は違いますけども、診察していただくことになっています。

それと併せて、これは6月からなんですけど、木曜日、一つの個人病院は今その日は休診なんですけど、木曜日の午後にも追加で、厚生連で診ていただけることになりました。それによって、月曜日から金曜日まで週5日の小児科の診療体制が一応整いました。そのうち3日、月曜日、水曜日、木曜日は半日ずつで、月、水が午前中で、木曜日が午後という形。火曜日、金曜日は金沢大学から来ていただいて、週2日診ていただけるようなことになりましたので。一応、最終的には、令和5年の6月には週5日体制で小児科も診ていただける。これによって、一個人病院に負担がかかっていた部分を少しこちらのほうに振れるような形にもなりますし、それだけまた子どもたちの診療に厚生連も使っていただけるのかなというふうなところがあります。

その新たに追加になった火曜日一日の金沢大学の分と、木曜日の、6月からですけれども、午後の部分、この部分については、価格に関しては交渉中という形で、今まだ正式には決まっていない状況です。

私からは以上です。

**結城市民健康センター所長** 私からは、令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種について説明させていただきます。資料に沿って説明いたします。

まず、趣旨として、国の方針に基づき接種するもので、新型コロナウイルス感染症による重症化予防を目的に、令和5年春開始接種、これは5月から8月であります。及び令和5年秋開始接種、こちらは9月から12月を実施するものでございます。

また、小児の5歳から11歳、乳幼児の生後6か月から4歳については、ワクチン接種の期間が短かったため、当面接種を実施するものとされております。

対象者として、春開始接種につきましては、65歳以上の方、5歳以上の方で基礎疾患を有する方や、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、また医療機関や高齢者施設、障害者施設等に従事する方で約1万人、秋開始接種につきましては、初回接種を完了した5歳以上の全市民でありまして、約2万6,600人を見込んでおります。

ワクチン接種の種類は、春開始接種では2価ワクチンを使用、秋開始接種につきましては、今後国のほうで検討されてまいります。小児の5から11歳につきましては、小児用2価ワクチンを使用して4月から開始予定で、現在調整中であります。乳幼児につきましては、乳幼児用従来株ワクチンを使用し、継続して実施してまいります。

接種開始日及び接種体制の予定につきましては、個別接種を5月の上旬から開始する予定で、現在市内9医療機関で接種体制につきまして、調整を行っております。集団接種につきましては、現在のところ検討中であります。国のほうでは、令和6年度を見据え、個別接種を中心とする体制に移行する考えであることと、これまでのように接種を加速して進めていく必要がある現状ではないことなどによるものであります。

その他といたしまして、国では、令和6年度以降、定期接種への移行を念頭に、無料で接種できる臨時特例接種を1年間延長するとしております。現在のところ、令和6年3月31日までが期間とされております。

こうした国の方針が3月9日に発表されたことから、新年度の予算編成に間に合わなかったため、以下の方針で事業を進めることとしたいと考えております。

6月補正で新型コロナワクチン接種事業費に係る予算を計上させていただき、4月から6月に必要となる事業費の支払いについては、同一目内の予防接種事業費1億1,069万9,000円に対応し、補正予算成立後、ワクチン接種事業予算に支出済み分を振り替えることとして、適正にしっかり行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

永田観光課長 それでは、観光課のほうからは、滑川市海洋深層水体験施設「タラソピア」に関する市民向けアンケート結果等についてご報告をさせていただきます。別添資料をご覧くださいければと思います。

まず初めに、市民向けアンケート結果について申し上げます。

調査概要といたしましては、目的として、タラソピアの今後の方向性を示す一助とするものでございます。調査方法としましては、令和4年9月1日現在で市内に在住の16歳以上の方から無作為に3,000人を抽出し、9月22日にアンケート用紙を発送しております。回答方法としましては、アンケート用紙に直接書き込んでいただいたものを返送する方法と、LoGoフォームというオンラインでのシステムを使った回答のどちらかを任意選択としまして、10月14日を回答期限としております。回答状況としましては、3,000件中1,293件、回収率は43.1%でございます。回答者の男女比については記載のとおりでございます。

アンケートの内容につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

アンケート結果ですが、まず問1、タラソピアについて、どのような施設か知っていますかという問いに対しましては、知っていたが81%、知らなかったが19%でございます。

問2、これまでタラソピアを利用したことがありますかという問いに対しては、あるが32%、ないが68%となっております。

問3、利用回数につきましては、1回の利用が20%、2から4回の利用が33%、5から9回が16%、10回以上が31%となっております。

利用された方に、利用目的のほうを尋ねております。利用目的につきましては、健康増進のためというのが45%、海洋深層水に興味があったが28%、友人、知人からの紹介というのが17%、その他が10%となっております。その他欄に記載のあったものとしましては、家族の付添いですとか施設に対する興味・関心、あと学校や婦人会の行事などで利用したという回答がございました。

4ページ目をお願いいたします。

問5、利用されることがないと答えられた方を対象に、主な理由を聞いております。これに対しましては、海洋深層水や施設に興味がないが41%、利用する時間がないが27%、利用料金が低い、またタラソピアを知らないという回答が各10%で、その他の回

答としましては、男女一緒ということに抵抗があるですとか水着の着用に抵抗がある。子どもが利用できない。高齢者の施設というイメージがある、こういったような回答がありました。

問6です。現状を踏まえ、タラソピアの存続についてどう考えますかという問いに対しましては、存続すべきが30%、廃止すべきが55%、その他が15%でございます。存続、廃止と答えられた方に、それぞれ理由を尋ねております。存続と答えられた方の主な理由としては、全国的に珍しい、独自性のある施設である。健康増進に効果的である。市の推している深層水の施設である。市のアピールとなる施設であるといった回答がございました。また一方、廃止と答えられた方の主な理由としては、利用者が減少しており、コストに見合わない。市の他の施設と競合している。設備が老朽化しており、更新しても利用者の増加が見込めない。また、市議会からも廃止という提言があるというような回答がございました。

続きまして、5ページをお願いいたします。

問7です。タラソピアを今後維持していく場合、どのような財源を確保すればよいと思えますかということですのでけれども、民間資金の活用が43%、コストの削減が23%、料金の値上げが15%でございます。その他の主な回答としましては、新商品、新サービスの開発。寄附やクラウドファンディングを募る。民間への譲渡。周辺施設との連携強化といった回答がございました。この問いに合わせて、何か利用促進のアイデアはありますかということも聞いております。そちらの回答としては、例えばグランピングですとかヨガといった流行の施設を併設する。健康増進施設の機能強化。あと、子ども、若者が利用しやすい施設にするというような回答がございました。

問8、タラソピアを今後廃止する場合、深層水の利活用の手段としてどのような対応が適切かという質問です。これに関しては、特に必要がないという回答が31%、現在とは全く違う施設を何か設置するというものが30%、規模を縮小して現在と同じような施設を設置するという回答が25%、現在と同様の施設を新たに設置するというものが5%でございました。全く違う施設と回答された方に、では具体的にはどのような施設ですかということもお聞きしておりますが、例としては、ダイビングスポット、養殖施設、サウナ施設、飲食店、入浴施設等の回答がございます。また、その他の回答としましては、民間に任せる、美容エステ、ホテルイカや魚の養殖、温泉施設、温水プールとの連携といったような回答がございました。

最後に、問9として、滑川市の海洋深層水の利活用についてのご意見を自由記述で伺っております。主なものとしましては、利活用は民間企業に任せる。漁業、農業等の他産業分野に向けた利用の方向性を探る。魚や貝等の養殖に活用する。タラソピアは道の駅にありますので、道の駅としての活用方法を検討する。海洋深層水のこういった点がよいかをアピールする。海洋深層水を使った食品ですとか飲料、化粧品等の製品を開発し売り出す。他県、他市町の取組を参考にするといったようなご意見が出ております。

簡単ではございますが、アンケートについては以上です。

次、6ページをお願いいたします。

2番として、タラソピアの活用に係るサウンディング型市場調査実施結果の概要でございませう。

目的につきましては、タラソピアの活用方法について、民間事業者と対話を行い、自由かつ実現可能な意見や提案を広く聞くことを目的としております。実施日は、令和5年2月21日と24日にしております。参加された事業者ですが、5事業者の参加がございまして、うち県内からの参加が4、県外からの参加が1となっております。

事業者からの主な意見や提案ですけれども、参加された事業者さん、皆さん共通して非常にロケーションがよい場所だということをおっしゃられます。そういったロケーションを生かした貸しオフィスとしての活用ですとか、深層水のプールに入ると非常に心地よい疲労感があるということで、眠りをテーマとした施設への改修。あとは、介護予防施設、リハビリテーション施設としての活用。施設を道の駅として捉えて、地元の農産物ですとか、そういった物を販売して地元の人に来てもらえるような施設への改修。深層水の水温が非常に低いということを活用したサウナ施設への改修。あと、深層水を活用した植物工場への改修といった意見がございました。

意見交換する中では具体的な提案もあったんですけれども、詳細な内容については、事業者のノウハウの保護のため、公表は控えさせていただきたいというふうに思っております。

今後、いただいたご意見・提案を参考にさせていただき、検討を進めたいというふうに考えております。

観光課からは以上です。

**大浦委員長** それでは、今ほどの3件に対しまして、質疑に入ります。挙手の上、お願いいたします。

**吉森委員** まず初めに、厚生連の小児科の件なんですけども、かなり増えた、要は1週間全部診てくれるということで、すごくいいかなというふうに思うんですけど、これは一応尾上さんにも、もう話してあるということによろしいでしょうか。

**水野市長** もうお話ししてあります。了解をもらっています。

**吉森委員** 尾上さんは民間というか、逆に言えば、補助金とかって出していない状態です。そういった意味では、ちょっとどうなのかなという部分もあるのかなと。一方にはお金を出していて、こちらは出していないくて、自力でやってくださいという感じに見えるので、そういった部分の調整って何か考えはありますか。

**水野市長** あくまで厚生連滑川病院が、ずっと続けてきたように、準公的な病院で市民病院みたいな扱いとして、ある程度今までも補助してきた。そういういきさつもあって、こういった形でやっているところであります。

**吉森委員** 一応尾上さんに話されて、オーケーってもらっているということは、それは市のサービスとしてはすごくいいと思うので。分かりました。

**大浦委員長** ほかがございますか。

**岩城委員** 今一緒のこの厚生連の件ですけれども、木曜日が6月8日から追加になるという予定ということをお聞きしておったんですが、これは予算措置で何回か出ておったと思うんですけど、この木曜日も含めたものなんですか。

**水野市長** 先ほども説明しましたが、予算措置で出ているのは、あくまでも月曜日の午前中の部分が追加になったので、あと、火曜日、金大の1日と、あとは木曜日の午後からの追加の分に関して、今その辺り、金額の折り合いが、ちょっと折衝中であります。

木曜日が6月8日からというのは、診ていただく先生なんですけど、富山県医師会の会長である馬瀬先生が今、水曜日、8月から診ていただいていますけど、馬瀬先生が月曜日も診てあげるよということで、月曜日も追加になった。これは前から決まっていたので、今当初予算に計上はしてあります。

火曜日と木曜日は引き続き交渉中でありまして、馬瀬先生が木曜日の午後からも診ていただく予定で今考えておりまして、馬瀬先生、まだ正式には決まっていないですけど、富山県医師会の会長をこれで退かれるようなことも聞いていますので、それが一応6月、この時点では、まだ予定ですから、ここだけの話です。一応そういう形で、まだここについて、予算計上はされていません。

**大浦委員長** よろしいですか。

岩城委員 分かりました。

水野市長 すみません、医師会長の話はここだけの話に。

青山副委員長 皆さんおっしゃられるとおり、厚生連滑川病院の件は、市長にはよく動いてくださったなという思いなので。

ちなみに、馬瀬先生ってお幾つなんですか。

伊井市民課長 71か72だったと思います。

青山副委員長 先生に健康でいていただくように、何か配慮していただけると助かるなというふうに思っております。

私の話自体はそれよりもタラソピアのほうでありまして、この市民アンケート結果は今初めて知らせていただきました。

そのような感じかなというふうに私はアンケート結果を見て取れたんですけども、率直にこれを見て判断ということで、公表もすぐそばなんですけども、よろしいんでしょうか。

水野市長 このアンケートはもちろん参考にさせていただきますし、2月に行ったサウンディング調査、また春先にタラソピアの利用者とも意見交換をさせていただきました。あとは個人的にいろんな方とのタラソピアに関する意見交換をさせていただいた。そういったものを総合的に勘案しながら、今担当課のほうでどういった方向性に行くのか原案を作成中でありまして、それを来週3月20日の公共施設のあり方検討委員会にかけて、そこで最終的な方針を決める予定にはしています。決めた後に、翌々日、休日を1日挟みますけど、3月22日の10時からの全員協議会で一応方針をご報告するという形にしていまいます。

青山副委員長 それを楽しみに待つばかりなんですけれども、サウンディング調査の中を見ていたら、私、この文面で、もちろんノウハウのほうも公表を控えますとなっているので突っ込んだ話はあれなんですけれども、見た感じ、あまり正直、差別化が図られていないような、この文字だけだとして。市長は何か光るものとかはあったわけですか。

水野市長 これらを参考にしながら、今こちらのほうでも類似施設にも県外出張をしていますし、そういった形の意見も聞きながら、最終的にはどういった方向性にするかも決めていければなというふうには思っています。

青山副委員長 また、発表を聞いてから考えますので。

吉森委員 このタラソピアのアンケートの方法というか、このアンケートの文の前に、何

かほかにも資料とかをつけたんですか。

**永田観光課長** アンケートを発送する際に、タラソピアにおける現況ということで、今までの経緯を簡単にまとめた物を一緒に同封しております。

**吉森委員** それは利用実績とか収支とかも書いてあるような物ですか。

**永田観光課長** あまり細かい数字とかを載せた物ではございませんが、あらあらのことに関して、記載はしてあります。

**吉森委員** 無作為に3,000人ということで、本当に実態を知らない人も多分アンケートをしていると思うんです。そういう意味では、ちょっと細かい資料も入れたほうがよかったのかなというふうに思いますけども、それはまた。それでも、一応回答が1,300件ほどあるので、まあいいのかな。

今後、もしそういうアンケート取る場合であれば、もうちょい、私は細かい資料を入れたほうがいいのかというふうに。これは意見です。

**大浦委員長** 何かありますか、これは。考えとか。

**永田観光課長** 次回がもしあれば、また参考にさせていただきたいと思います。

**大浦委員長** ほかございますか。

タラソピアの件なんですけど、私、これをちょっと見て率直に思ったのが、これまでの、例えば市民の意識調査であるとか、利用者ニーズであるとか、使わない人たちのニーズであるとか、あんまり変わらないんじゃないかと。

これを基に、参考にされるということなんですけど、このアンケートのサウンディング調査、これに書いてあること、ほぼほぼ今まで議論されてきたことがそのまま載っているような感じに見て取れるんです。

だとすれば、これのどこを重点的に参考にするのか。全体と言われればそうなのかもしれないですけど、私からしたら、例えば廃止するのか続行するのか、どっちか。この2択しかないんじゃないかなと思っている部分は個人的な意見なんですけども、何が知りたくてこれを取ったんですか。何を参考にされます。

**永田観光課長** 今委員長が言われたとおりなんですけども、全体的に参考にはします。

こちらとしては、一応ここに設問として掲げてあることは、やはり一度、こういった形でアンケートを取ったことは今まで恐らくなかったと思うので、そういった部分も含め、市民の意識といいますか、どういうふうにこの施設のことを思っているのかということも含めアンケートを取って見たところですが、その中には、例えば深層水の活用方



法ですとか、そういったこともぜひ市民の方のアイデアもいただければということで自由記述という形で回答をお願いしたところなんですけれども、本当にこれがそのまま今後の参考というか、アイデアになるのかということに関しましては、現時点では何とも言えないんですけれども、設問に関しては、そういった形で、総合的にちょっと参考にしたいというふうに考えております。

**大浦委員長** それで、私の重点的に見る、参考にする部分は、廃止するのか継続するのかというその1点でさっきお話ししたんですけど、この案件で出ている廃止が55%なんです。この数字について、私からしたら、例えば各委員会とか、議論されている中で、行政側と議会がやり取りしているよりもはるかに数字が、「廃止、低いな」と思ったんですけども、この数字、今から論議されるんでしょうけど、どうお考えですか。

**永田観光課長** 私の個人的な思いになるかもしれないんですけれども、このパーセントに関しては、恐らくそもそも実態が分からないという部分も結構多かったんじゃないかなというふうに思っています。

そういったこともあって、一応そのアンケートの冒頭には、現状はこういう状況ですよというのを、詳しいことまではいかないんですけれども、文字数等の都合もあるので、ある程度の概要は書いておいたつもりではあったんですけども、そういうことも含めて、こういうパーセントになったのかなというふうには思っておりますが、これがちょっと高いか低いかということに関しましては、私の思いは控えさせていただきたいというふうに思います。

**大浦委員長** 無作為のアンケートなので、やっぱりどんな人に何を聞くかによってこういったものは変わってくると思うんです。市政に興味があつていろいろと調べられて、財政負担の面とかを考慮した人に聞けば結果は変わってくるだろうし、何も知らない、ただその施設は、滑川市が、財政が潤沢で、その施設をやめるかやめないかだけ聞けば違った答えが出てくるだろうし。

なので、このアンケートが本当に参考になるかは、私、分からないんですよ。だとしたら、聞いたときのようなスケジュールも非常に短いなという、あり方検討委員会も1回ぐらいの開催なのかなと思いますけども、しっかりと、利用されている方は今、後ろにいらっしゃいますけども、みんなが納得する答えじゃないとなかなか、少ない人数を守ることも必要ですし、多い意見を聞くことも大切。だから、先ほどの話じゃありませんけども、どうやってバランス、理解を市民の皆さんにいただいているかというこ

とも踏まえて、また方針のほうを示していただきたいという、これは個人的な意見であります。

答弁は22日でしたか、よろしく願いいたします。

そのほか、ございますか。

**吉森委員** ワクチン接種の件なんですけども、この秋開始接種の初回接種を完了した5歳以上、この初回というのは、いつの時点の初回を指すもの、もう今まで自分たちが受けていったのも初回になるのかというのを。

**結城市民健康センター所長** 初回接種につきましては、2回まで完了した方で、どの時点で受けられても、2回まで受けておられれば、そのような初回接種完了といった方になります。

**吉森委員** ちなみに、滑川市って、その初回接種は、現時点で終わっているのはどれぐらい。

**結城市民健康センター所長** 2回までの接種を終わっておられる方は2万6,554人で……

**吉森委員** あ、書いてありました。すみません、大丈夫です。

ありがとうございます。

**大浦委員長** ほかがございますか。

(質疑する者なし)

**大浦委員長** ないようですので、その他、委員から何かありましたらお願いいたします。

なしでよろしいですか。

(特になし)

**大浦委員長** では、本日の日程、予定を終了いたしました。

以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時18分閉会